

平成26年4月4日

JST 特許出願支援制度ご利用の皆様へ

独立行政法人科学技術振興機構
知的財産戦略センター 大学支援グループ

知財FS型（外国特許出願支援）募集のご案内について（旧制度からの主な運用変更点）

平素よりJST特許出願支援制度にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
当機構では、平成26年度より新制度「重要知財集約活用制度」を実施いたします。従来より実施しておりました「特許化支援制度」につきましては、「重要知財集約活用制度」の「知財FS型（外国特許出願支援）」として再編いたします。

「知財FS型（外国特許出願支援）」の募集のご案内、及び申請添付書類：発明概要（新様式）、をホームページに掲載致しております。今後の申請にあたりご利用頂きますようお願い申し上げます。

■募集のご案内：<http://www.jst.go.jp/chizai/pat/doc/youkou.pdf>

■申請添付書類_発明概要（新様式）：http://www.jst.go.jp/chizai/pat/doc/patent_outline.zip

また、募集のご案内等について、旧制度からの主な運用変更点を下記にお知らせいたします。合わせてご確認頂きますよう、宜しくお願いいたします。

1. 審査事項の追加、厳格化（P2、P7）

「新規性喪失の例外規定（特許法第30条）を適用した国内出願に基づく外国出願」

「企業等との共願で大学・TLO等の持ち分が極端に低い場合」

→支援の効果が限定的と考えられる案件につきましては、従前より厳格に審査を行います。

2. 申請期限超過対応厳格化（P3）

→公募要領記載の申請期限通りの取り扱いといたします。

3. 国際予備審査請求の請求期限の設定、早期開始希望の要件追加（P8）

国際予備審査報告のJSTへの提出遅延に伴う、大学・TLO等の出願手続き期間確保のため、以下2点の要件を追加いたします。

→国際予備審査請求の請求日に、期限を設定します。

→国際予備審査請求書の第IV欄（国際予備審査に対する基本事項）4にチェックを入れ、国際予備審査の早期開始希望を行うことを要件とします。

4. 申請様式（発明概要）の項目追加（発明概要）
 - 3. 有用性の記載項目を追加します。
 - 4. 外国出願の必要性の項目を追加します。
 - 1 1. 指定国移行時、PCT 出願支援審査時の条件に対する対応項目を追加します。

5. 支援費請求期限の短縮（P4）
 - 費用発生の原因となった行為の日から「2年以内に請求」を「1年以内に請求」に短縮します。

6. 請求における消費税の取り扱いの変更（請求要項）
 - 消費税を含めない額を支出することといたします。詳細は、請求要項をご覧ください。

7. 支援終了に伴う返還義務の厳格化（P6）
 - 公募要領記載の例外を除き、該当する場合は返還を求める運用といたします。

8. 支援継続見直し基準の厳格化
 - 支援継続見直し基準を厳格化いたします。
 - ※ 詳細は、支援継続見直しのご案内を差し上げる際に提示させていただきます。

本件に関する問い合わせ先

独立行政法人科学技術振興機構 知的財産戦略センター 大学支援グループ

鈴木・小川 TEL: 03-5214-8413、Email: kenri@jst.go.jp